**令和５・６年度 萩市競争入札参加資格審査申請要領**

**萩市総務部契約監理課**

令和５・６年度において、萩市が発注する建設工事の請負、業務の委託（測量・建設コンサルタント等業務）、物品の製造の請負・物品の買入れ、借入れ及び売払い（以下「物品調達等」という。）並びにその他の業務委託の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加を希望される方は、以下の要領により申請書類を提出してください。

1. **申請区分**

　　**■建設工事　　■業務委託　　■物品調達等**

1. **申請資格**
2. 申請区分にかかわらず、申請者に必要な資格は、次のとおりです。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当しないこと。

イ　書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている者を除く。）

ウ　登録を希望する営業種目において、営業を行うことについて法令の規定により官公庁等の許可又は登録を必要とする場合において、その許可又は登録を受けている者であること。

エ　自己、自社、その経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び第６号に規定する暴力団員に該当しないこと。

1. 申請区分により申請者に必要な資格は、別表１～３の各区分の申請種目及び申請資格一覧表に記載のとおりです。
2. 上記にかかわらず、萩市の競争入札参加資格に関する規程(平成１７年訓令第４１号)第２条に規定する、萩市競争入札参加者名簿に登録することが不適当であると認めたときは、当該申請者を登録しません。
3. **受付期間及び提出方法**
4. **定期申請（令和５年４月１日の登録）**

**受付期間：令和５年１月４日(水)　～　令和５年１月３１日(火)**

【**郵送の場合**】**令和５年１月３１日消印有効**

**※①申請書の到達確認が必要な場合は、「配達証明扱い」としてください。**

**※②市から受付確認の受領書等は発送しません。又、受領書の返送はしませんので、**

**受領用の返信ハガキや封筒は申請書に同封しないようお願い致します。**

**※③新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力くださ**

**い。**

**※④申請書類受付確認に関するお電話については、ご遠慮ください。**

【**持参の場合**】

**受付時間：開庁日の９：００～１２：００及び１３：００～１７：００の間**

**※持参の場合は受付のみとし、当日の審査は行いません。**

1. **追加申請（令和５年５月１日以降の登録）**

令和５年２月１日から令和６年１１月２９日までの期間において、随時、追加申請を受け付けますが、**追加申請の場合は令和５年５月１日以降の登録となりますので、ご注意ください。**

【**郵送の場合**】

**※①申請書の到達確認が必要な場合は、「配達証明扱い」としてください。**

**※②市から受付確認の受領書等は発送しません。又、受領書の返送はしませんので、**

**受領用の返信ハガキや封筒は申請書に同封しないようお願い致します。**

**※③新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力くださ**

**い。**

**※④申請書類受付確認に関するお電話については、ご遠慮ください。**

【**持参の場合**】

**受付時間：開庁日の９：００～１２：００及び１３：００～１７：００の間**

**※持参の場合は受付のみとし、当日の審査は行いません。**

1. **提出部数及び提出先**

**提出部数：１部**

**※折り曲げずに透明のクリアホルダー（Ａ４）に入れて提出してください。**

**※郵送の場合、封筒の表に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてくださ**

**い。**

**提出先：〒７５８-８５５５**

**山口県萩市大字江向５１０番地**

**萩市総務部契約監理課（萩市役所第２庁舎２階）**

**TEL　代表（０８３８）２５-３１３１（内線４６８）**

**直通（０８３８）２５-３４７４**

1. **入札参加資格の有効期限**

令和７年３月３１日まで

1. **申請書類及び提出書類**

申請書類及び提出書類については、一覧表に記載のとおりです。**提出前に必ず競争入札参加者資格審査申請書チェックリストで不備がないかを確認をしてから、提出してください。申請書類については、前回申請時のものから変更していますので、必ず現在の萩市公式ホームページに掲載している様式をダウンロードして使用してください。国・県等の萩市以外の他団体の様式での申請は、受付致しません。**

ただし、任意様式による提出を可としているものについては、同一項目が記載されていれば提出できます。

ダウンロードの方法は、萩市公式ホームページトップの上部にある「組織・課名から探す」をクリックしていただき、「総務部」中の「契約監理課」を選択し、「令和５・６年度萩市競争入札参加資格審査申請について」をクリックしていただくと、申請要領や必要な様式をダウンロードできます。

**【令和３・４年度からの主な変更点】**

**(1)建設コンサルタント業務のうち山口県内に本店又は営業所等を有する場合は、【様式３-２】技術者名簿を提出**

**(2)山口県税の納税証明書の提出不要**

**(3)一部様式の押印廃止【様式６】【様式７】**

**(4)業務委託(建築関係コンサルタント)の申請資格の見直し【新旧対照表(業務委託)参照】**

**(5)物品調達等の申請種目（小分類）の見直し【新旧対照表（物品調達等）参照】**

**(6)メールアドレス欄の追加【様式１】【様式８】【様式９】**

1. **審査事項の変更届**

申請書を提出後、次の事項について変更があった場合には、萩市競争入札参加資格審査申請変更届【様式８】を速やかに萩市総務部契約監理課へ提出してください。

1. 本社の商号又は名称、所在地、代表者の職名・氏名等
2. 取引事業所(営業所等)の名称、所在地、代表者の職名・氏名等
3. 印鑑（実印及び契約使用印）
4. 申請区分及び申請種目区分の追加又は取消
5. 許可(登録)又は許可(登録)番号
6. 技術者及び資格等
7. **資格の承継承認申請**

参加資格登録の決定後、次の(1)から(5)までに該当することとなった場合に、その承継人が、引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、関係省庁の許可（登録）を受けた後、速やかに萩市競争入札参加資格承継承認申請書【様式９】及び必要な関係書類を提出してください。

1. 個人が死亡したときは、その相続人
2. 個人が法人を設立したときは、その営業を譲り受けた者
3. 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
4. 法人が合併したときは、合併後存続をする法人若しくは合併によって成立した法人
5. 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

【必要な関係書類】

　　　・資格承継を証明する書類（合併に関する契約書等）

　　　・新規登録時と同じ申請書類一式

1. **参加資格再審査申請**

参加資格登録の決定後、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の決定又は、民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、「萩市競争入札参加資格の再審査取扱要領」により関係書類を提出してください。なお、申請に必要な書類等については、萩市総務部契約監理課にお問合せください。

1. **その他**

**建設工事の登録業者は、登録期間中において新しい経営事項審査結果通知書を受理したときは、必ずその写しを一部提出してください｡**

上記書類のみならず許可期間を経過したもの、または更新されたものは、その都度提出してください。提出がない場合は、入札に参加ができない場合がありますので、ご注意ください。

**記　　載　　要　　領**

**◆競争入札参加資格審査申請書【様式１】**

* **新規・更新**
* 令和３・４年度において萩市競争入札参加資格を有する者は｢更新｣にチェックを、今まで萩市競争入札参加資格を有したことがない者は｢新規｣にチェックをしてください。
* **申請区分**
* 建設工事・業務委託・物品調達等のうち、入札参加を希望するもの全てにチェックをしてください。
* **申請区分により、②の萩市と契約を締結する取引事業所が異なる場合は、取引事業所ごとに申請書を作成してください。**
* **登録番号**
* 令和３・４年度において萩市競争入札参加資格を有する者は、登録番号（萩市公式ＨＰに掲載している萩市登録事業者一覧の受付番号）を記入してください。
* **①申請者（本社）**
* 申請者は本社又は本店の代表者です。
* 申請者が法人の場合、法人登記簿に記載されているとおりに記入してください。

※**実際の所在地と法人登記簿に記載されている所在地が違う場合は、両方の所在地を併記し、法人登記簿に記載されている所在地の前に「(登記上)」と明記してください。**

* 申請者が個人の場合、「本社所在地」は営業の本拠地、「商号又は名称」は屋号等、「代表者職・氏名」は経営者の職氏名を記入してください。
* 創業年月日及び従業員の総数を記入してください。
* 社会保険制度の加入状況について、該当項目にチェックしてください。
* **②萩市と契約を締結する取引事業所**
* 萩市に対して、入札・見積・契約の締結・契約の履行・代金の請求及び受領・復代理人委任に関する権限をもつ事業所の内容を記載してください。
* **萩市と契約を締結する取引事業所が本社である場合も、上記①と同じ内容を記載してください。**
* **萩市と契約を締結する取引事業所が営業所等の場合、その所在地の市区町村において法人市民税の課税対象となっている事業所（物的及び人的に事務所としての機能を有していること。）であることを条件とします。**
* **印鑑**
* **印鑑は、すべての申請者が①申請者（本社）の代表者印（実印）と②萩市と契約を締結する取引事業所の使用印鑑（契約使用印）の２箇所に押印する必要があります。**
* **萩市と契約を締結する取引事業所が本社である場合も、契約使用印を②萩市と契約を締結する取引事業所の使用印鑑欄に必ず押印してください。**
* 代表者印（実印）欄には、代表者の実印（法人については法務局、個人については市町村に登録している印鑑）を印影がわかるように鮮明に押印してください。
* 使用印鑑（契約使用印）欄には、契約書に押印する印鑑を印影がわかるように鮮明に押印してください。
* 実印を契約書に押印されている場合は、使用印鑑（契約使用印）欄にも実印を押印してください。
* **会社印（角印）は、使用印鑑（契約使用印）としては認められませんので、ご注意ください。**
* **③市県民税特別徴収に関する事項**
* **「萩市と契約を締結する取引事業所」が萩市内にある場合のみ必ず記入してください。**
* **令和５年１月１日時点で萩市に住民票がある従業員数を記入してください。**
* 萩市に住民票がある従業員の、市県民税特別徴収を事業主が実施しているか否かを確認しますので、該当項目にチェックをしてください。
* 市県民税特別徴収とは、給与支払者である事業主が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から市県民税を天引きし、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納付する制度です。**この制度は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び萩市税条例（平成１７年条例第５９号）の規定により、原則として所得税の源泉徴収を行う全ての事業主に実施が義務付けられています。市県民税の特別徴収を実施されていない事業者におかれましては、実施していただきますようお願い致します。**
* **④申請書類に係る担当者連絡先**
* 申請書類にかかる連絡について対応できる担当者名を必ず記入してください。

**◆申請種目調書【様式２】**

　　別表１～３の申請区分（建設工事・業務委託・物品調達等）により、入札参加を希望される申請種目について、業種及び分類欄に記入もれのないよう十分注意のうえ、申請区分ごとに作成してください｡

**建設工事【様式2-１】**

* **許可業種区分**
* 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に基づき許可を受けている建設業について、一般建設業の許可を受けているものに「１」、特定建設業の許可を受けているものに「２」を記入してください。
* **経営事項審査を受けている業種区分**
* 競争入札参加資格審査を申請する日において、直前の営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査を受けているものに「○」を記入してください。
* **申請業種区分**
* 建設業の許可を受け、かつ、経営事項審査を受けているもので、競争入札参加を希望される業種欄に「○」を記入してください。

**ただし、支社、営業所等の長に萩市との取引上（入札・契約締結・請負代金の請求及び受領等）の権限の委任がなされている場合には、当該支社、営業所等に対応する業種に限ります。**

* **有資格技術職員内訳**

　　申請業種における申請日時点の萩市と契約を締結する取引事業所の技術者数を資格別に記入してください。

1. 監理技術者資格者証所持者数

* 監理技術者資格者証の交付を受けている者の人数を業種別に記入してください。

1. 施工管理技士

* 建設業法による技術検定の検定種目及び級別に施工管理技士の資格者の人数を記入してください。

1. その他の資格（建築士等）

* 資格区分の建築士欄には、建築士法による建築士の資格者の人数を級別等に該当する欄に記入してください。
* 資格区分の消防設備士欄には、消防設備士法による消防設備士の資格者の人数を記入してください。
* 資格区分の建築設備士欄には、建築設備資格者登録規程による建築設備士登録者の人数を記入してください。
* 資格区分の浄化槽設備士欄には、浄化槽法による浄化槽設備士の資格者の人数を記入してください。
* 資格区分の電気工事士欄には、電気工事士法による電気工事士の資格者の人数を種別ごとに記入してください。
* 資格区分の電気主任技術者欄には、電気事業法による電気主任技術者の資格者の人数を種別ごとに記入してください。

1. 技術士

* 技術士法による第２次試験の技術部門及び選択科目別に技術士の資格者の人数を記入してください。

1. 技能士

* 資格区分の技能士等欄には、職業能力開発促進法による技能検定合格者の人数及び資格区分を級別・種別ごとに記入してください。なお、配管及び冷凍空気調和機器施工の有資格者がいれば必ず資格者の人数を記入してください。
* 元請の土木作業員の人数を記入してください。

1. 文化財建造物関係

* 財団法人文化財建造物保存技術協会から文化財建造物木工技能者及び文化財建造物木工主任技能者の認定を受けている者の人数をそれぞれ記入してください。

**業務委託【様式2-２】**

* **分類番号、項目及び業務内容**
* 別表２の申請種目及び申請資格一覧表の業務委託の申請区分により、入札参加を希望する種目の分類番号、項目及び業務内容を記入してください｡
* **業務内容欄については、必ず詳細を記入してください。**
* 業務に関し法令上必要な許可・認可・登録・資格がある場合は、必ず該当する名称等を記入してください｡
* **有資格者数**
* 該当する有資格者の申請日時点の人数を記入してください。
* **その他**
* 上記以外の資格を有する場合は、資格の名称と有資格者数をその他欄に記入してください。

**物品調達等【様式2-３】**

* **分類番号、項目及び物品名**
* 別表３の申請種目及び申請資格一覧表の物品調達等の申請区分により、入札参加を希望する種目の分類番号、項目及び物品名を記入してください｡
* **今回、申請種目（小分類）を変更していますので、ご注意ください。【新旧対照表(物品調達等)】を参照してください。**
* **物品名については、別表３の備考欄を参照して詳細かつ具体的な品目名を必ず記入してください。**
* **備考（取扱いメーカー等）**
* 申請種目の分類番号に係る代理店、特約店及び取扱店となっているメーカーや取扱い可能なメーカーについて具体的に記入してください。
* 販売等に関し法令上必要な許可・認可・登録・資格がある場合は、該当する名称等を必ず記入してください。

**◆技術者名簿【様式３】**

**建設工事【様式３-１】**

* **「建設工事」のうち萩市内に本店又は営業所等を有する場合のみ提出してください。また、建設工事の申請業種区分ごとに作成してください。**
* 営業所の専任技術者名は、申請業種に対応する萩市内の営業所(本店を含む)に専任する者として届け出ている技術者の氏名を記入してください。技術者の一覧には、前述の専任技術者を含む当該申請業種の工事で主任技術者となることができる者の氏名を全て記入し、該当する資格等(実務経験による者を含む)の名称を記入してください。
* 他の公共的団体等に提出した書類等の既存資料がある場合は、その写しをもって本名簿に代えることができます。

**業務委託【様式３-２】**

・**「測量」「建設コンサルタント」「建築関係コンサルタント」「地質調査」「補償関係コンサルタント」のうち山口県内に本店又は営業所等を有する場合のみ提出してください。また申請業種区分ごとに作成してください。(今回より追加)**

* 他の公共的団体等に提出した書類等の既存資料がある場合は、その写しをもって本名簿に代えることができます。

**◆公共事業実績調書【様式４】**

* **建設工事及び業務委託について、別葉で作成してください。**
* 申請日直前の２年間で公共事業を元請で施工したものについて、事業ごとの名称や概要を記入してください。
* 公共事業の元請施工実績について記載されている印刷物（パンフレット、他の公共的団体等に提出用の書類、コリンズの工事実績カルテ等）がある場合は、その写しをもって本調書に代えることができます。

**◆営業所一覧表【様式５】**

* 本表は、申請日現在で作成してください。
* 本表の項目について記載されている印刷物（パンフレット、他の公共的団体等に提出用の書類等 ）がある場合には、その写しをもって本表に代えることができます。
* 営業所名称について

1. 建設工事の申請者は、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての支店等営業所の名称を記入してください。又、萩市内に有するすべての支店等営業所の名称を記入してください。
2. 業務委託及び物品調達等の申請者は、すべての支店等営業所の名称を記入してください。

* 営業所で対応する申請業種

1. **建設工事の申請者のみ記入してください。**
2. 「営業所名称」に記載した営業所に対応する建設業許可業種で、経営事項審査を受けたものを記入してください。

**◆暴力団排除に関する誓約書【様式6】**

* 本表は、申請日現在で作成してください。
* 誓約書の内容を確認し、了承のうえ、記入してください。

**◆成年被後見人等に該当しない旨の誓約書【様式７】**

* **申請者が個人の場合のみ提出してください。**
* **身分証明書（本籍地の市区町村で交付）を併せて提出してください。**

・ 本表は、申請日現在で作成してください。

* 誓約書の内容を確認し、了承のうえ、記入してください。

**◆提出書類について**

**※以下の提出書類については、写し可とします。**

　　 ※**各証明書は、申請日から３か月以内に発行されたものを提出してください。**

**◆法人登記簿謄本・身分証明書**

* 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本を提出してください。
* 申請者が個人の場合は、身分証明書を提出してください。**又、併せて様式７「成年被後見人等に該当しない旨の誓約書」を提出してください。**なお、身分証明書は、申請者の本籍地において発行されますので、本籍地の市町村にある戸籍担当の窓口にお問合せください。

**◆納税証明書、法人所在証明書等**

**(1) 国税**

* 法人税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税等の国税について、納税証明書（未納の税額がないことの証明）を、最寄りの税務署で交付を受けて提出してください。なお、国税の納税証明書はオンライン請求もできます。詳しくは、「e－Taxホームページ [www.e－tax.nta.go.jp](http://www.e－tax.nta.go.jp)」まで
* 申請者が法人の場合は、納税証明書（その３の３）「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明」
* 申請者が個人の場合は、納税証明書（その３の２）「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明」

**※新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納税が猶予されており、上記納税証明書(その３の３)又は(その３の２)の提出ができない申請者の方は、これらの証明書に代えて、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その１）」を提出してください。(猶予期間の終了日が申請日以降のもの）**

**※「納税証明書（その１）」の証明を受ける税目については、申請者が法人の場合は、**

**法人税と消費税及び地方消費税を、申請者が個人の場合は、申告所得税及び復興特**

**別所得税と消費税及び地方消費税を選択してください。**

**(2) 市町村税**

* 申請者が法人の場合は、萩市と契約を締結する本店又は委任先の支店等（申請書【様式１】の②に記載した事業所）の所在地の市区町村における全ての税目について、滞納繰越分も含め「滞納（未納）のない証明書」及び申請日の直前１営業年度分の「法人市民税の納税証明書」の２種類の証明書を提出してください。

※東京都特別区の場合は、特例として東京都が課税するので都税事務所でこれらの証明書の交付を受けてください。

* 法人を設立して１年に満たない場合等、法人市民税の納期が未到来のときは、「法人所在証明書」を萩市と契約を締結する本店又は委任先の支店等の所在地の市区町村で交付を受けて提出してください。
* 申請者が個人の場合は、居住地の市区町村における全ての税目について、滞納繰越分も含め「滞納（未納）のない証明書」を提出してください。

**※新型コロナウイルス感染症の影響等により、市区町村税の納税が猶予されており、**

**上記「滞納（未納）のない証明書」及び「法人市民税の納税証明書」の提出がで**

**きない申請者の方は、これらの証明書に代えて「徴収猶予許可通知書」の写しを**

**提出してください。（猶予期間の終了日が申請日以降のもの）**

* 萩市内の法人の方は、「滞納（未納）のない証明書」及び「法人市民税の納税証明書」は萩市収納課で、「法人所在証明書」は萩市総合窓口で申請できます。
* 萩市内の個人の方は、「滞納（未納）のない証明書」は萩市総合窓口で申請できます。

**※いずれの場合も各総合事務所、支所、出張所でも申請できます。**

**◆貸借対照表及び損益計算書**

* 申請者が法人のときは、申請日の直近（直前１営業年度分）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書を提出してください。また、申請者が個人のときは、申請日の直近（直前１営業年度分）の損益計算書(事業に係る収支計算書)を提出してください。

**◆営業の許可または登録、販売権等の許可または証明書等の写し**

* **登録された事業に必要な許可証・登録証・証明書等の写しを必ず提出してください。**

**◆経営事項審査の総合評定値通知書の写し**

* **建設工事を申請される方は、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出してください。**
* **登録期間中に経営事項審査を更新された場合は、その都度提出してください。**審査基準日から１年７か月の有効期限が過ぎて更新が確認できない場合は、指名競争入札等に参加できない場合があります。
  + **登録審査結果通知について**
* **審査の結果、登録が完了した方については、令和５年４月１日までに萩市公式ホームページに登録業者一覧を掲載することにより、通知に代えさせていただきます。**